

令和7年第5回定例会
斑鳩町議会会議録

令和7年12月4日
午前9時00分開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (13名)

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	4番	小城 世督
5番	伴 吉晴	6番	坂口 徹
7番	嶋田 善行	8番	井上 卓也
9番	横田 敏文	10番	宮崎 和彦
11番	濱 真理子	12番	木澤 正男
13番	奥村 容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	福田 善行	係長	吉川 也子
--------	-------	----	-------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西 和夫	副町長	加藤 惠三
教育長	山本 雅章	総務部長	西巻 昭男
総務課長	松岡 洋右	安全安心課長	曾谷 博一
政策財政課長	中尾 歩美	住民生活部長	中原 潤
住民生活部次長	北 典子	福祉課長	大塚 美季
環境対策課長	東浦 寿也	都市建設部長	上田 俊雄
建設農林課長	田口 三十士	都市創生課長	手塚 仁
会計管理者	安藤 晴康	教育次長	本庄 徳光
教委総務課長	仲村 佳真		

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕 2番 齋藤議員

1. リチウムイオン電池を内蔵した製品や有害危険ごみの回収について
 - (1) リチウムイオン電池を内蔵した製品の事故件数について。
 - (2) 有害危険ごみの回収について。
 - (3) リチウムイオン電池を内蔵した製品の回収について。
 - (4) リチウムイオン電池を内蔵した製品の回収方法の周知について。
2. いかるがパークウェイの維持管理について
 - (1) いかるがパークウェイの草刈りの頻度について。
 - (2) いかるがパークウェイの雑草対策について。
 - (3) いかるがパークウェイの植樹帯の整備対策について。
3. 空き家等対策の推進について
 - (1) 斑鳩町の空き家件数と今後の空き家率の推移について。
 - (2) 斑鳩町の空き家対策の効果と今後の対策について。
 - (3) 空家等対策計画の策定について。

〔2〕 1番 溝部議員

1. 就労選択支援制度について
 - (1) 制度内容や周知等について。
 - (2) 課題について。
 - (3) 今後の取り組みについて。
2. 町立中学校における特別支援の体制整備について
 - (1) 現状について。
 - (2) 今後さらなる支援体制の整備が必要と考えますが斑鳩町の考えは。

〔3〕 10番 宮崎議員

1. 公共下水道事業計画区域について
 - (1) なぜ公共下水道事業計画区域とするのか。
 - (2) 指定してから何年以内に工事を行わなければならないのか。
 - (3) 補助金について（浄化槽）。
2. 通学路について
 - (1) 水路の上に蓋をして通学路として使えないか。
 - (2) 事件、事故が多くなっているが、防犯カメラの設置状況は。

〔４〕 １２番 木澤議員

１．法隆寺駅南口バス停の衛生対策について

（１）法隆寺駅南口コンビニ前のバス停周辺で学生や観光客が飲食し、ごみを放置していく状況が確認されており、近隣住民から対策してほしいという声があるが町の見解は。

２．可燃ごみ・生ごみ戸別収集モデル事業の結果について

（１）実際に生ごみの分別がどれぐらい進んだのか。

（２）費用対効果について。

（３）アンケート調査で「カラス対策など、自分で対策を講じる必要があるから」との回答が２割強あり、分別のネックになっている。以前から言っているように、町民に対策を求めるのではなく、町として対策を検討すべきではないか。

（４）「分別の必要性を感じないから」「面倒だから」との回答に対して、町はどのように考えているか。

３．民生委員の担い手不足問題について

（１）民生委員の法的な位置づけと任務内容について。

（２）当町の民生委員の定数と現在の着任状況について。

（３）担い手不足になっている要因について。

（４）今後の対策について。

４．時間外勤務に対する手当等の未払い問題について

（１）愛知県半田市で超過勤務手当等の未払い問題が発覚したが、町としてこの問題についてどのように考えるか。

５．町議会補欠選挙の結果について

（１）１１月９日投開票で行われた町議会補欠選挙の結果、投票率が１７．０１％と非常に低く、町民からも候補者の情報が有権者にほとんど届かないのでどちらに投票していいかわからなかったとの声があるが、町としてこの結果をどう受け止めるか。

〔５〕 ４番 小城議員

１．シェアサイクルについて

(1) 現在の利用状況について。

(2) 設置場所について。

(3) 今後の展開について。

2. 学校給食について

(1) 物価高騰による影響について。

(2) 給食の質を担保する方法について。

(3) ランチルームの利用状況について。

3. 保育士等の処遇改善について

(1) 保育士の確保について。

(2) 保育士の処遇改善の補助について。

(3) 今後について。

〔6〕 13番 奥村議員

1. 避難所での耳の不自由な方への支援について

(1) 聴覚に障がいを持っている方や、聞こえにくい方への災害時の避難所での誰も取り残さない支援についての考えや取り組みについて伺う。

(2) 周りの方に聴覚障がいがあること等を知ってもらう「バンダナ」や「アイドラゴン」を設置するお考えはあるか伺う。

2. 外国人児童生徒の受け入れや日本語学習について

(1) 斑鳩町の外国籍の児童生徒の状況は。

(2) 外国籍の子どもの受け入れ体制と教育の状況。

(3) ご家族への連絡方法について。

3. 外国人住民に対するごみ等の取扱い方の説明について

(1) 町在住の外国人の人数と多い国は。

(2) ごみ分別の説明について。

(3) わかりやすいパンフレット作製について。

(4) 外国人への今後の対応について（町全体としての対応）。

〔7〕 5番 伴議員

1. 斑鳩町のこれからの重要文化財に対する町としての取扱いについて

(1) 斑鳩町は本年藤ノ木古墳が発掘調査をされて、40周年を迎えるが、今

- 後対象調査として検討されている重要文化財はどのぐらいあるのか伺う。
- (2) 来年春には新しいホテルが開業される予定もあるなかで、先人からの財産である重要文化財の扱い方により、藤ノ木古墳のような大きな話題を世界に発信することにより大きな効果が期待されると考えられるが、町としての方針を伺う。
- (3) 重要文化財の保護と古代への学術的発信による観光施策発展とのバランスをどのように考えているかを伺う。

〔8〕 11番 濱議員

1. 防災、防犯、安全の取り組みについて

- (1) 電話による詐欺の被害は後をたちません。自宅に現金やカードを受け取りに来るなどもあります。リフォームなどに不当な高額契約を結ぶなどもあり、家庭用の防犯カメラ設置を望む声も聞かれます。助成制度について町の見解は。
- (2) 災害時に必要度が高いAEDについて。令和6年3月議会での一般質問後の進捗はいかがですか。
- (3) 国道・県道・町道の路面標示について。横断歩道等のペイントが消えている箇所や見通しの悪い箇所などの通報について。

2. 小中学校等の給食について・学童保育、幼稚園の給食について

- (1) 食材の生産国、町内の生産物使用はどのような割合か。
- (2) 調味料などの添加物について。
- (3) 調理実習について。

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長(中川靖広君) おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。

あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けします。

はじめに、2番、齋藤議員の一般質問をお受けします。

2番、齋藤議員。

○2番(齋藤文夫君) おはようございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

ひとつ目は、リチウムイオン電池を内蔵した製品や、有害危険ごみの回収について質問します。

リチウムイオン電池は、モバイルバッテリーとしてスマートフォンなど様々な製品に広く使われています。廃棄するときにはほかのごみと混ぜて捨てられ、回収する際やごみ処理施設で発火して火災を起こすケースが相次いでいます。また、旅客機の機内、自動車や電車の車内などでリチウムイオン電池を内蔵したモバイルバッテリーによる火災が発生しています。

国は令和8年4月の資源有効利用促進法の改正に合わせてモバイルバッテリー、携帯電話、加熱式たばこ機器の製造や輸入販売業者に使用済み製品の回収とリサイクルを義務づける方向で検討しています。また、国は家庭から出される不要になったリチウムイオン電池について自治体が回収するよう求めています。

ひとつ目の質問です。リチウムイオン電池を内蔵した製品の斑鳩町での事故の件数をお尋ねします。

○議長(中川靖広君) 中原住民生活部長。

○住民生活部長(中原潤君) おはようございます。リチウムイオン電池に関連する事故件数についてのご質問ですが、現時点で収集におきましてリチウムイオン電池に起因した事故は起きておりません。

○議長(中川靖広君) 2番、齋藤議員。

○2番(齋藤文夫君) ありがとうございます。

二つ目の質問です。斑鳩町では電池類やスプレー缶などの有害危険ごみの回収は年末年始を除く第5水曜日です。令和7年度の回収は3回で、令和7年度の最終回収日は1

0月29日、令和8年4月まで5か月間回収がありません。回収回数を増やし、2、3か月ごとに定期的な改修をすべきと思いますけれども、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 有害危険なごみの収集回数の充実に関するご質問であります。現在、当町におきましてはスプレー缶、カートリッジガス管、蛍光管、乾電池類、ライター、水銀式体温計、温度計などの有害危険なごみは委託業者において収集を行っているところであり、毎年度3月に配布しておりますごみ資源物収集日一覧表などにおいて、有害危険なごみ収集日について掲載し周知を図っているところでございます。

有害危険なごみの収集につきましては、他の収集がない第5水曜日に収集をしております。

議員、ご提案の定期的な収集となりますと、他の種類の収集と重なり他の種類の収集時間にも影響が生じるとともに、新たに収集車両の配備や収集員の確保など経費も必要となってまいります。また、有害危険なごみの収集量につきましては、令和5年度と令和6年度を比較してもほぼ同量であり大幅な増減は生じておりません。

しかしながら、議員のご指摘のとおり年度によっては有害危険なごみの収集間隔が長くなることもありますことから、おおむね四半期に1回程度の収集となるよう収集体制の整備を検討してまいります。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。令和7年度の有害危険ごみの収集は年3回で間隔も長くなっております。3か月に1回、定期的な収集があると大変助かります。ご検討よろしく願いいたします。

次に、広報いかるが令和7年7月お知らせ版には、「リチウムイオン電池は町内では処理できません。販売店などへご相談ください」と掲載されています。

国はリチウムイオン電池の回収方法について、住民の利便性が高い地域のごみステーションや戸別収集を基本として、役場や公民館などの拠点施設に回収ボックスを設置して活用することも推奨しています。

発火の危険のあるリチウムイオン電池を内蔵した製品について、住民が処分に困らないよう回収すべきと思いますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） リチウムイオン電池を内蔵する製品の回収方法に関するご質問であります。

まず、リチウムイオン電池による出火が問題視されておりますが、リチウムイオン電池は電解液として可燃性の有機溶剤を使用しているため、衝撃や高温等により揮発した有機溶剤に着火して出火することがあります。

次に、リチウムイオン電池の回収に関しましては、国の方針では、住民にとって利便性が高い分別収集を行うことで家庭で不要となったものも退蔵させず、また他のごみ区分への混入を防ぐことや火災事故の発生状況に応じて分別収集と拠点回収を併用し、住民の利便性をさらに高めることとされております。

当町といたしましては、収集や排出時の衝撃などにより出火することも考えられることから、収集員や集積所周辺の安全を考慮し、現在は処理困難物として回収業者への直接持込みとさせていただいておりますが、業者において引取りが困難な場合は、役場環境対策課窓口にて引取りをさせていただいております。

今後につきましては、他地域での事例を参考に収集員や住民の皆様の安全に配慮しながら、利便性の高い排出方法を検討してまいりたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。業者において引取りが困難な場合、環境対策課の窓口での引取りは大変助かります。併せて引き続き、住民が処分に困らないよう、回収窓口を増やしていただきますようお願いいたします。

次に、リチウムイオン電池が使用されているか判断がつかない場合もありますので、国はリチウムイオン電池の内蔵製品について具体的に示して混入を防ぐよう周知するよう求めています。また、住民には電池を使い切った状態で出すなど、分かりやすい広報をすることも求めています。

リチウムイオン電池を内蔵した製品の回収方法の周知について、斑鳩町の考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） リチウムイオン電池を内蔵する製品の回収等の周知に関するご質問でございます。

まず、リチウムイオン電池の回収につきましては、毎年、作成しておりますごみ資源物収集日一覧表内の処理困難物の欄で回収業者へ依頼するよう周知しているところでございます。

一方、国の方針では火災事故等の主な原因品目については、「特に積極的に品目名を明示することが望ましい」「電池切れの状態で排出するよう周知する」とされております。

すが、現時点におきましては、使用されている製品や排出時の注意点などにつきましては周知を行っていない状況でございます。

現在、住民の皆様にお配りしておりますごみの分け方・出し方の改定を来年度に考えており、住民の皆様が安心して排出できるよう、改定時には国の方針を参考に、リチウムイオン電池に関する周知を検討してまいりたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。リチウムイオン電池を内蔵する製品での事故が発生しないよう、分かりやすい周知をよろしくお願いいたします。

二つ目の質問に入ります。二つ目は、いかるがパークウェイの維持管理について質問します。

平成16年にいかるがパークウェイはモデル区間が開通しました。当時のパンフレットには「モデル区間はふれあい・にぎわい・安らぎなどのゾーンを設けて、住民の皆様が実際に見て触れ合って親しんでいただくことができます」と掲載されています。

しかし、モデル区間の開通から20年経過し、植樹帯に植えられている樹木は倒れて切り株だけが残っているところもあります。また、植樹帯には雑草が繁茂しているところもあります。雑草が繁茂すると見通しが悪く交通事故の危険もあります。秋になると、繁茂した雑草が歩行者道に覆いかぶさり、歩行しにくい状況になっているところもあります。

住民からは毎年のように「雑草が繁茂して歩きにくいので、草刈りや雑草が生えないよう対応してほしい」と要望をいただいております。令和5年3月議会で質問させていただきましたけれども、再度、住民の皆さんに見て触れ合って親しんでいけるパークウェイの維持管理について、質問させていただきます。

ひとつ目の質問です。植樹帯には雑草が繁茂してます。いかるがパークウェイの草刈りの頻度をお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） いかるがパークウェイの草刈りの頻度についてのご質問でございます。

いかるがパークウェイの歩道及び植樹帯につきましては、道路管理者である奈良国道事務所により維持管理されており、年1回を基本として草刈り作業を実施されております。

また、交差点付近や見通しの確保が必要な箇所につきましては、状況に応じて適宜、

草刈り作業を実施しているとの報告を受けております。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。年1回では良好な道路環境が維持できる状況ではないと思われれます。国に強く道路環境の整備を要望してくださるようお願いいたします。

次に、植樹帯の繁茂する雑草は見通しが悪く交通事故の危険や歩行者にとっては歩行しにくくなります。またパークウェイの景観を損ないます。草刈りの頻度を増やすことや雑草が生えないよう対策を実施するなど、対応が必要と思います。

いかるがパークウェイの雑草について、今までの対応と今後に向けた斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 植樹帯の雑草繁茂に対する現在の対応と今後についてのご質問でございます。

いかるがパークウェイの植樹帯につきまして、平成16年供用開始した小吉田区間では、植樹の種類や歩道舗装面の材質を変更するなどモデル区間として整備され、多様な形態の歩道空間を試験的に形成されております。

その後に整備されました三室・紅葉ヶ丘区間では植樹帯の形状変更や低木の樹種を密集させた生け垣とし、雑草繁茂を抑制させる取組みが実施されております。

一方で、稲葉車瀬区間では雑草繁茂により見通しが悪い植樹帯に対して、真砂土を主原料に固化材と添加剤を混ぜ合わせた材料を使用した防草対策が試験的に実施されており、今後の整備計画に活用できるものとなっております。また、ボランティアの皆様にご協力いただきながら除草等の維持管理が行われている区間もございます。

今後の植樹帯の維持管理につきましては、昨今の異常気象や気候変動も踏まえて、非常に難しい状況となっております。このことから、安全で快適に通行できる歩道を確保してもらうため、これまでの整備区間のご意見や状況を踏まえて歩道構成及び植樹帯の在り方について国に働きかけてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。パークウェイは幅の広い歩道がありますので散策に適した住民の憩いの場所と思います。強く国に働きかけていただきまして、住民が楽しく散歩できるようよろしくお願いいたします。

次に、岩瀬橋から小吉田交差点までの植樹帯には街路樹が伐採され樹木がないところ

もあります。その後、植樹がされていないところもあります。いかるがパークウェイを現状のまま放置しないで、国に街路樹を植樹するよう働きかけ再整備すべきと思いますけれども、街路樹の植栽について、今までの対応と今後に向けた斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） いかるがパークウェイの街路樹の植樹に関する現在の対応と今後についてのご質問でございます。

ご指摘いただきました植樹帯における樹木がない箇所につきましては、平成29年度の台風被害による倒木や害虫による小損等の被害を受け、安全確保の観点から伐採等が行われている状況でございます。

街路樹の植樹につきましては、令和5年3月にも同様のご質問をいただいておりますが、街路樹の植樹は景観の向上に資するものである一方、高木については枝葉の剪定や落葉の処理などに係る負担の増加や近隣農地の農作物への影響等を懸念されております。

また、低木については植樹帯の構造との関係から道路及び歩道からの視界が悪くなることが考えられ、地被植物についても小まめな維持管理が必要となるなど、いずれの方法としてとしましても課題があり、新たな街路樹の植樹については皆様からのご意見を伺いながら慎重に検討してまいりたいと報告を受けております。

このことから、植樹を求めるご意見があることについては、引き続き、国に申し伝え、歩行空間の快適性及び景観形成の観点から適切な樹種の選定や配置を踏まえた新たな植樹の必要性について、今後も継続的に要望・協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。引き続き、国に強く要望し早期に改善していただくようお願いいたします。

三つ目の質問です。空き家対策の推進について質問します。

適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしております。国は地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のため対応が必要として、空家等対策の推進に関する特別措置法が制定されました。

市町村の役割として国の基本方針に即した空家等対策計画の策定、協議会の設置が明記されています。市町村は、管理不十分で放置することが不適当な建築物等について、

所有者に助言・指導・勧告命令・略式代執行ができるとされています。

ひとつ目の質問です。国の統計によりますと、令和5年全国空き家件数は900万戸で、空き家率は13.8%、奈良県は14.6%で、空き家のうち賃貸用・売却用・別荘などの空き家を除く居住世帯が長期にわたって不在住宅や取壊し予定の住宅は385万戸で、空き家率は5.9%、奈良県は7.7%で増加していると報道されています。

斑鳩町の空き家件数と空き家率、今後の空き家率の推移について、お尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 斑鳩町の空き家の件数等に関するご質問です。

総務省統計局の令和5年住宅・土地統計調査（市区町村別集計）によると、斑鳩町の空き家件数は790件、総住宅数に占める空き家の割合で算出した空き家率は6.7%となっています。奈良県平均14.6%、全国平均13.8%と比較すると、本町の空き家率は相対的に低い状況です。

今後の推移につきましては、人口減少や高齢化、地方の過疎化が進むため、全国的には空き家件数・空き家率とも増加が指摘されている一方、人口動態や住宅流通等により地域差が生じ得るものと認識しております。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。斑鳩町の空き家対策と空き家対策を実施した効果、今後に向けた対策について、お尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 斑鳩町の空き家対策等に関するご質問です。

本町では空き家の適正管理について、住民の皆様からの通報等に基づき対象物件を台帳に登録の上、草木等の繁茂期に合わせた現地確認を実施し、適正管理ができていない場合は所有者等に対して文書通知や電話連絡による指導を行っています。そして、改善が見られない場合は、再度の通知等を実施し所有者に対して適正に管理していただくよう、適宜、文書による通知等を行うなど、継続的に指導を行っています。

台帳登録件数は過去5年度間の実績で令和2年度38件、3年度51件、4年度46件、5年度66件、6年度76件となっています。直近では所有者による草刈、剪定、意匠設置等の是正の実施件数や改善までの平均日数の短縮など、一定の改善効果が確認できています。

引き続き、実態把握に努めるとともに、管理不全の空き家等を発生させないよう、その取組みを進めてまいります。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。斑鳩町の空き家件数は790件で、そのうち令和6年度で76件の住民から草の繁茂など要望を受けております。空き家付近の住民が困らないように、引き続き、対策・対応をよろしくお願いいたします。

次に、奈良県の39市町村のうち36市町村は空き家等対策計画を策定しています。空き家の発生抑制、利活用の方法、住宅市場等への流通の促進、地域の魅力や活力の向上へとつながる総合的な対応を盛り込んだ空き家等対策計画を策定し、住民と将来の斑鳩町の姿を共有すべきと思いますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 空き家等対策計画の策定についてのご質問です。

空き家の増加は防災性の低下や景観、衛生、治安、地域の活力に影響を及ぼす重要課題であり、本町としても地域全体の課題として取り組む必要があると認識しております。

空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空き家等対策計画の策定については、その意義は十分認識しているところですが、本町の空き家実態、相談・台帳登録の規模、財政負担等を総合的に勘案し、現時点では新たな計画の策定には直ちに着手せず、平成27年度に決定した本町における空き家等対策の実施体制を維持し、その対策を進める方針で対応してまいりたいと考えております。

具体的には、住民通報に基づく現地確認と所有者指導の強化、危険度の高い案件の重点対応、相続登記、適正管理に関する啓発と相談支援、関係機関との連携による除却・利活用の促進などを引き続き、実施してまいります。

なお、相談件数の急増、特定空き家等の増加、国等の財源措置の大幅拡充など環境が変化した場合には、計画策定の必要性を改めて検討し、必要に応じて速やかに方針を見直してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。今後、斑鳩町でも人口減少が見込まれています。将来を見越し、早期に空き家等対策計画を策定して、今後のまちづくりを示して住民が住みよいまちづくりを進めていただくようお願いいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、2番、齋藤議員の一般質問は終わりました。

次に1番、溝部議員の一般質問をお受けします。

1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

初めに、就労選択支援制度についてです。

厚生労働省の令和6年障害者雇用状況調べでは、日本全国の障害者数は1,165万人、そのうち18歳から64歳までの在宅者が487万人、そのうち民間企業に雇用されている方は67.7万人にとどまっています。

一方で、障害福祉サービスの就労支援では、就労継続支援A型の利用者は、10年前、平成27年の4.8万人から約2倍の9万人、B型は19万6千人から約37万人と増え続けており、就労支援の場が増えていると言えますが、その後、一般就労につながっている方はまだまだ少ない状況であると考えます。このような背景から、令和7年10月から始まった制度が就労選択支援制度であると思いますが、まずひとつ目として、この新しい制度の内容、そして周知の方法についてお伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 障害者福祉サービスの一種であります就労選択支援についてのご質問でございます。

就労選択支援は令和7年10月から開始されたサービスであり、障害者本人が就労先、働き方についてよりよい選択ができるよう、働く力と希望のある障害者に対して障害者本人が自分の働き方について考えることをサポートするサービスでございます。

短期間の生産活動等を通して本人の強みや特性、課題等について本人と協働して整理し、本人の自己理解を促すことを支援するとともに、就労継続支援A型、B型等の就労系障害福祉サービス事業者やハローワーク等の就労支援機関との連絡調整を行うものがございます。

就労選択支援のサービス事業所の指定は奈良県が行います。斑鳩町内及び西和7町圏域内には指定を受けた事業所はございませんが、奈良県内では令和7年11月1日時点で6か所の事業所が指定を受けております。

制度の周知につきましては、制度の概要などが国・県のホームページに掲載されているほか、事業所の指定基準などが県ホームページで公表されており、また事業所向けの説明会も実施されるなど適宜、実施をされております。

また、町におきましても、町で作成している障害者福祉に関するパンフレットに当該制度について掲載するなど制度の周知を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） この制度によって自分に合った職場を見つけるための情報収集の機会が不十分であったり、就労継続支援サービスの利用開始後に本人の希望や能力に変化があっても、ほかの働き方を積極的に検討する機会が限られているなどのミスマッチのない適切な働く場を選択できる可能性が高まることと思いますので、引き続き、制度の周知をしっかりとお願いいたします。

次に、二つ目の質問としまして、開始間もない制度であり、町内や西和7町圏内に該当する事業者がないとのことでしたが、事業所の確保の問題や現状は利用される方が町外の事業所を利用することとなると思うのですが、そちらの課題などについてお伺いをします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 就労選択支援制度の課題に関するご質問でございます。

就労選択支援は、先ほど申し上げましたとおり令和7年10月に開始されたものであり、町内には指定を受けた事業者がなく奈良県内では6か所とまだ少ない状況でございますが、障害福祉サービスの利用は居住する市町村内に限定されるものではなく、近隣市町村を含めた広域的な利用が前提となっていることから、町外事業者を利用する場合の支援は行っておりませんが、住民の方からお問合せがあった場合は、指定を受けた事業所の情報提供を行っている状況でございます。

また、就労選択支援事業所の立上げ支援などについても行っておりませんが、相談を受けた場合は、国において実施される就労選択支援員養成研修に関する情報提供や必要に応じて県の担当へと適切に取りつなぐなどの支援を行ってまいります。

この就労選択支援の制度は開始後間もない制度であり、今後、状況に応じて分かりやすい情報提供の推進や就労分野に重点を置いた相談支援機能の強化、学校事業所等を含む地域ネットワークの構築、サービス利用調整の仕組みづくり等について取り組んでいく必要があると考えております。

このような取組みにつきましては、地域資源を広域的に活用することでより多くの選択肢を得ることができることから、西和7町で組織する障害者等自立支援協議会において協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。今後、事業所が増えることも望みたいところなのですが、この事業所の指定を受けるハードルというものは高いものがあるのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 事業所が就労選択支援事業としての指定を受けるに当たってのハードルについてのご質問でございます。

就労選択支援事業所としての指定は県で行っておりますことから、事業所が指定を受けるに当たってハードルとなっている要件につきまして、県の障害福祉課に確認をいたしましたところ、スペースの確保というのが設備基準に入っておりますので、そういったところをハードルとして挙げられている事業者もあったと聞いております。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。現在6か所しかないので、利用者さんが望まれても手いっぱいなので利用できないというふうなことになった場合というのは、どのような対応になるのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 就労選択支援事業所の定員がいっぱいである場合の町としての対応についてでございますが、就労選択支援の利用は1か月を原則としておりまして最長2か月であることから、特定の事業所が一時的に定員に達している場合も事業所とのスケジュール調整により数か月以内に利用が可能となると見込んでおりますが、お急ぎの事情等がある場合は、他の就労支援事業所をご紹介させていただきたいというふう考えております。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。そちらは適宜、対応をお願いしたいと思います。

それでは三つ目の質問、今後についてなんですが、例えばですが、特別支援学校で一般就労を希望される方も制度を利用することができますことから、その支援として作業場面のアセスメントとして、役場として就業体験に協力することができるのかなど教えてください。

また最後に、この制度の大変重要な部分である中立的な視点から、本人の希望や適性などに合わせた多様な選択肢を検討する、支援者の主観に流されないようなその中立性をどのように確保されていかれるのかということをお伺いします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 町としてのその質問でありますとか今後の取組みについてのご質問でございます。

当町では、就労選択支援サービスの開始以前から特別支援学校の生徒を対象とした職場体験の受け入れを行っており、受け入れ可能な業務については福祉課にて取りまとめの上、特別支援学校と調整を行っております。

この職場体験とは別に、作業場面等を活用した状況把握に必要な作業観察を就労選択支援事業所外で行うことについて、就労選択支援事業所が必要に応じて各事業所等に連絡を取り調整を行うこととなるため、あまり想定はされませんが、そういった連絡を町が受けた場合には、就労体験の受け入れについて個別に判断していきたいと考えております。

また、就労選択支援の中で提供される就労アセスメントの質を高めるとともに、就労選択支援の実施後の特定の就労継続支援事業所の利用に偏ることがないように事業所の中立性を確保していくことにつきましては、利用者にとって望ましいサービス提供が行われるよう、西和7町障害者等自立支援協議会において意見交換等を行い、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援に関わる人材の育成支援を行うため、相談支援専門員や就労選択支援事業所と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。先ほどの役場での就労体験などとかというのは個別に判断するとおっしゃっていましたが、基本的にはご相談があったときには前向きに受け入れられるというような形になりますかね。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 就労選択支援の一環としての就労体験の受け入れについてのご質問でございます。

就労選択支援においては作業観察のための作業スペースなどは事業所において確保されることから、役場での就労体験の受け入れについてはあまり想定はされないとは思いますが、個別の状況に応じて必要であると判断される場合は、就労選択支援事業所及び本人との事前調整の上、可能な範囲で受け入れに協力してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。障害のある方が自分自身を理解し納得のいくキャリアを歩み出すための新しいサポート制度、就労選択支援がマッチングプロセスを丁寧に行うことで就労後の満足度や職場への定着率を高める効果があると期待されています。

障害のある方が自分らしく働くをサポートするこの新しい制度がしっかりと機能するよう、引き続き、取り組んでいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、二つ目の質問です。町立中学校における特別支援の体制整備についてということで、この質問は何度か取り上げさせていただいておりますが、今回もよろしくお願いいたします。

ひとつ目として、特別支援の現状についてです。

特別支援学級に在籍している児童生徒数は全国的にも約10年前から2倍になっているという状況、斑鳩町でも同様の状況になっていると令和4年にもご説明いただいたと思いますが、改めて、町内の現状、また小学校から中学校への進学先についての状況についてお伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 町立小学校及び町立中学校における特別支援学級の在籍者数の推移と、町立小学校における特別支援学級在籍児童の中学校への進学先に関するご質問でございます。

初めに、町立小中学校の特別支援学級の在籍者の推移についてでございます。10年前となる平成27年度と今年度、令和7年度の在籍者数を比較いたしますと、平成27年度の特別支援学級在籍者数は小学校48名、中学校27名、合計で75名でございました。令和7年度では小学校94名、中学校33名、合計127名の在籍でございまして、小学校では約2倍の増加、中学校では微増という状況でございます。

次に、町立小学校における特別支援学級在籍児童の中学校への進学先についてでございます。

令和5年度と令和6年度の過去2か年での状況を申し上げます。小学校卒業時に特別支援学級に在籍していた児童数は令和5年度が17名、令和6年度が5名で合計は22名でございます。このうち町立中学校の特別支援学級に進学した者は21名、特別支援学校に進学した者はありませんでした。残る1名については、本人及び保護者の意向を尊重した上で、町教育委員会が設置をいたします斑鳩町教育支援委員会の委員及び調査員が本人の行動観察や保護者面談等を行いました結果、町立中学校の通常学級への在籍が望ましいと判断をいたしまして、通常学級へ進学することとなったところでございます。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 状況は2年前とあまり変わっていないということですね。

あと、小学校から中学校への進学についてですが、2年間の間では22名中21名が町立中学校の支援学級に進学されたということで、ほとんどの方が町立中学校に進学されているということが分かりました。

今後も支援が必要な子どもの数は増えていくということが予想されている中、おのずと町立中学校への進学される数も増えていくことが見込まれると思います。小学校でも中学校でも、国の基準に基づいた教員の配置をさせていただいているということは存じておりますが、それに加えて、中学校に支援員の方を経常的に雇用するというお考えについて伺いをします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 町立中学校の特別支援学級の充実に関するご質問でございます。

町立中学校の特別支援学級の支援体制についてでございます。

特別支援学級におきましては、ただいま議員がおっしゃいましたとおり国・県の基準に基づきまして、障害の区分ごとに1学級8人を上限とした少人数の学級を編制し、それぞれに学級担任を配置をしております。加えまして重度の支援が必要な生徒が入級される場合には、県に重度対応加配を要請するなど必要な支援が届くよう努めているところでございます。

また、通常学級で学習する生徒の中で、比較的軽度の障害のある生徒が自立を目指し障害による困難を改善・克服するため、一人ひとりの実態に応じた特別な指導を行う通級指導教室を現在、斑鳩中学校に開設をしております。この通級指導教室を自校で開設していない斑鳩南中学校におきましても、訪問による指導を実施をしております。

さらに、中学校では教科担任制となりますことから、小学校に比べましてより個々の実態に応じた指導がしやすい環境にございます、将来の進路や進学を見据えた指導に加え、社会生活において自立していく力を養うための指導等も行っているところでございます。

このような状況の中で、中学校におきましては先ほどご答弁させていただきましたように在籍者数について大きな増加は見られない中、中学校に特別支援教育支援員を町が独自にかつ経常的に配置をしていくことにつきましては、人件費に要する予算上の課題、また、近年の教員のなり手不足に伴う人員上の課題があるものと考えております。

保護者の皆様から寄せられた特別支援教育に対するご不安やご意見に対しましては引

き続き、真摯に対応をさせていただきながら安心して町立中学校に通っていただけるよう努めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 以前にもお伺いしたんですけれども、斑鳩町の小学校における支援員の方というのは教員の免許を持たれている方が指導されているということなんですけれども、やはりその教員不足の問題というのは今おっしゃっていたと思うんですけれども、やはり教員免許を持たない方の配置ということについては難しいことなのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） ただいまおっしゃっていただきました教員免許を有しない支援員の場合でございます。

この場合には担任の指示の下、生活面や行動面の支援が可能となるという効果があるものと考えてはおります。

一方、教員免許を有する支援員を配置した場合には、その支援員は生徒の実態把握や指導内容について担任との専門的な連携が可能になるという効果があるものと、そのように考えております。

町といたしましては、それぞれの生徒に対するさらなる支援の必要性に応じまして、県に対する教員加配の要請や町費での支援員の加配の検討など、状況に応じた対応を行ってまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ということは、その生徒さんに必要な支援によって資格があるほうがよいという方もあれば、生活面での支援が必要であればそういう有資格者じゃなくてもよい部分もあるというような感じで、適宜、対応されるということなのかなというふうに理解しました。

今のお話を踏まえますと、現状、経常的に雇用するのは難しいということでしたけれども、支援員を配置することの考え方自体について否定的であるということではないというふうに思っています。

ただ、現在、中学校に経常的に支援員がないという現状を知って、地元の中学校に進学すること自体をもうすでに、はなから諦めてしまっているという残念なお声というのがあります。

これについて、教育長はどのように考えられるのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 現在、中学校における特別支援教育では、支援を必要とする生徒の特性に応じた適切な支援を行っているところでございます。教員の専門性不足によって、指導や支援の質のばらつきが生じないようにも努めているところでございます。

そのため、小学校で作成いたしました個別の教育支援計画また指導計画をさらに充実させるため生徒の行動の背景理解、また合理的配慮について保護者と丁寧に合意形成を図りながら、より適切な支援を行っているところでございます。

ただ、今、議員がお述べのようにそういった中学校の特別支援体制について正しくご理解いただけていない保護者がおられる場合は、今現在、私どものところでは、先ほど、次長の回答にもございましたように、個別に保護者の方にも何回もお会いさせてもらって話をさせていただいたり、また学校長等々と、それからコーディネーター等々とも話を聞かせていただくわけなのですが、そういう保護者がいるということも今初めて聞かせていただいたところでございます。

こういった保護者がおられる場合には、実際に中学校の授業を参観していただくことも重要だと考えております。進学先となる中学校の取組みであったり、また実際に学習の様子を直接ご覧いただくことで、安心して進学の準備を進めていただけるものと考えております。

今後も児童が安心して中学校へ進学できるよう、また、保護者の皆様にも十分理解していただきながら、引き続き、取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。保護者の方たちとのコミュニケーションをしっかりとさらに深めていただいて、私もこのようなお話を住民の方にもしっかりと伝えさせていただいて、引き続き、この件に関しましては注視させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後に、保護者の方から伺っている小学校から中学就学に向けての説明について要望をいただいているので、少しこちらをお伝えだけさせていただきたいと思っております。

「中学就学に向けて6年生の初め頃に就学決定までどのような流れになるのか」例えば、「いつ面談があるのか。何月何月とかでそういう面談があるのかというのを書面で最初のほうに通知してほしい」「その面談が近づいてきたら、事前に面談の規模や内容、必要書類を含め事前に通知してほしい」「面談の時間帯の設定を見直してほしい」中学校見学について先ほど「いつでも」というふうな形でおっしゃっていただきましたけ

れども、「個別はもとより見学会としても設定してほしい」これは学校によってちょっと違うのかなと思うんですけれども、そういうようなお声をいただいております。

ぜひこれらはちょっとこれ確認いただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

これで、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、1番、溝部議員の一般質問は終わりました。

次に、10番、宮崎議員の一般質問をお受けします。

10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） 議長の許しを得ましたので、通告書どおり私の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、公共下水道事業計画区域についてなんですけど、公共下水道整備について、事業計画区域をなぜ定める必要があるのか、お聞かせ願えますか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 公共下水道事業の事業計画区域についてでございます。

公共下水道の整備は下水道法第4条第1項において、「公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ政令で定めるところにより事業計画を定めなければならない」と規定されております。

この計画において必要な事業計画区域を定めております。

また、下水道事業は公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を目的とし、国庫補助金を財源とした公共事業でありますので、将来の下水道普及計画や施設規模、事業費見込みの算定が求められ、事業採択を受ける観点からも事業計画区域の設定が必要となってまいります。

さらに、下水道事業が公営企業として計画的に事業を進め、持続可能な下水道経営を確立するためにも必要となるものと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） それでは二つ目の質問なんですけど、公共下水道区域に指定してから何年以内に工事を行うときには、何年以内に整備を完了しなければいけないのか、お聞かせ願えますか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 公共下水道事業計画区域の整備期間についてのご質問でございます。

公共下水道事業計画の期間につきましては国の技術的助言においておおむね5年から7年程度をひとつの計画期間と定めることが望ましいとされております。

本町におきましては、奈良県流域下水道の計画期間との整合、人口密集地の状況や地元からの要望などを総合的に勘案し、事業計画期間を7年間といたしております。

しかしながら、実際に工事を施工する段階におきましては、地形・地質などの地理的条件に応じた施工方法の変更や、ガス管・水道管などの地下埋設物が支障となる場合の移設対応が必要となりますので、当初の事業計画に対して費用や工期が大きく変わってまいります。

また、国庫補助金につきましても国からの内示額が当初計画を下回る場合もあり、その際には予定していた整備区間の工事規模を縮小し、次期以降に先送りせざるを得ない状況もございます。

このような状況から、事業計画における計画区域の整備が計画期間内に完了することが確約されるものではございません。以上です。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） 今の二つのことから次の質問にいけますねんけど、私が一番聞きたかったのは、この最後の質問なんですけど、合併処理ですか、区域内で何年も下水道がこない地域で補助金の対象とならない理由と今後どうしていくのか、国の補助金と対象とならないことから、町の方だけでも出すようにしていただけないかという質問なんですけど、その辺はどうお考えですか、よろしくをお願いします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 議員もおっしゃいますように、現在、町内において合併処理浄化槽を設置する場合、公共下水道事業計画区域以外の区域のみ斑鳩町浄化槽設置整備事業補助金の対象としているところでございます。

本町の浄化槽設置整備事業補助金は国の循環型社会形成推進交付金と県の奈良県浄化槽設置事業補助金を活用し、国・県・町がそれぞれ3分の1ずつ負担して補助を行っているものでございます。

これらの補助金は下水道法第4条第1項に基づく下水道事業計画で定められた予定処理区域、いわゆる下水道事業計画区域以外の地域を対象とすることが条件となっております。そのため、本町の補助要綱におきましても、補助対象地域を予定処理区域以外の地域としているところでございます。

議員、ご指摘の下水道事業計画区域内で当面の間、下水道整備が見込めない地域につ

全施設の整備などを行っているところでございます。

質問者のご指摘をされております当該箇所につきましては、現在、斑鳩南中学校の通学路には指定をされておりますが、斑鳩東小学校の通学路には指定をされておられない状況でございます。

今後、当該水路の歩道としての整備また通学路の変更等につきまして、保護者の方などからご要望がございましたら、通学路安全推進会議において県など関係機関と協議を行い、その実施の可否について検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） よろしく申し上げます。また啓発看板もまたお願いしたいと思っておりますし、今、次長が言われましたように、警察関係、各PTAとかいう検討のほう、現在ここに教育長もおられますしPTA会長もおられますので、その辺どうぞ検討のほうよろしく申し上げます。

それでは二つ目の質問ですけど、最近、事件・事故が多くなっています。防犯カメラについてなんですけど、先日というか何年か前なんですけど、自治会長さんから「防犯カメラを設置されませんか」といって斑鳩町から案内が来ましてと言って持ってこられたんですけど、締切日を忘れてました、私」と言われて、次の日が締切日だったんですね。

それで、そんなことを言われても地域の人とお話もできなかったもので、「無理です」ということで断ったんですけど、今後、これ人ごとではなくいつどこで起こるか分からないのでこの質問をさせてもらいましたんで、防犯カメラ、今までいろいろほかの議員も同僚議員もいろいろ質問されましたけど、今の防犯カメラの設置状況だけお聞かせ願えますか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 防犯カメラの設置状況についてのご質問です。

斑鳩町では通学路を中心に平成29年度から令和元年度にかけて20台の街頭防犯カメラを設置いたしました。

その後、交通事故の多発箇所や犯罪発生に逃走経路となり得る箇所など、警察等関係機関の助言もいただきながら、令和5年度から令和6年度にかけて17台を新たに増設し、現在は合計37台の街頭防犯カメラが稼働しております。

また、人の往来が激しいJR法隆寺駅周辺において、平成27年にJR法隆寺駅前周辺防犯協議会が設置された9台の街頭防犯カメラが稼働しています。

加えて、自治会においては通学路に限定したものではございませんが、本町の斑鳩町

防犯カメラ設置事業補助金を活用され、令和6年度末において10自治会で22台の防犯カメラが設置されています。

また、本会議初日の町長施政方針で申し上げたように、町設置の街頭防犯カメラの増設と併せて、家庭用屋外防犯カメラ設置に対する助成制度の創設に向けて制度設計を進めているところでございます。

これにより、さらにきめ細かい防犯カメラのネットワークが構築され、町全体での犯罪抑止力の向上にも寄与するものと期待しています。

今後、町といたしましては、既に設置した街頭防犯カメラの更新を行うとともに、警察等関係機関の助言をいただきながら、増設についても進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） ありがとうございます。今後とも増設していただけるということで、できるだけ安心安全と言われておりますので、今後ともどうぞよろしく願います。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（中川靖広君） 以上で、10番、宮崎議員の一般質問は終わりました。

10時20分まで休憩します。

（ 午前10時03分 休憩 ）

（ 午前10時20分 再開 ）

○議長（中川靖広君） 再開します。

次に12番、木澤議員の一般質問をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきますと思います。

1点目は、法隆寺駅南口バス停の衛生対策についてです。

先日、法隆寺駅周辺にお住まいの住民の方より、こんなご相談を受けました。法隆寺駅南口のコンビニ前のバス停に四角い椅子が幾つか設置されているんですが、そこで、「学生や観光客が飲食をしてそのごみを放置していくということがあります、環境的にも衛生的にもよくないので何とかしてほしい」とのことでした。

私もこれまでに何回か、夕方に学生がそのバス停のところで座って何か食べながら話をしているのは見たことがありましたが、そのままごみを放置していくところま

では知りませんでした。話をお聞きする中では、そこでカップラーメンを食べて、その汁が残ったままの状態に放置していくとのことでした。

相談者の方はこうした状況に何度か遭遇され対策を求めておられました。こうした住民からの声に対し町の対応と見解をお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 法隆寺駅南口バス停の衛生対策についてのご質問でございます。

J R 法隆寺駅につきましては、町において法隆寺駅南北自由通路清掃業務を委託しており、清掃員により毎日9時から13時まで、北口及び南口の出入り付近を含めた南北自由通路を清掃いただいております。

ご質問の南口のコンビニエンスストア付近につきましても、当該業務の作業範囲として清掃作業を実施いたしております。また、当該コンビニエンスストアにおかれましても、店舗周辺を早朝の時間帯に清掃されていることをお聞きいたしております。

ご質問者から、近隣の皆さんが学生や観光客によるごみの放置があるとの情報をいただいておりますので、状況を確認し、ごみの放置に関する注意喚起や関係者と協議・協力をお願いするなどマナー違反の取組みに努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 私は朝、駅等にいてることも多いので、特にシルバー人材センターの方が町からの委託を受けて見回りしながらごみの清掃をしていただいているというのは把握しております。

今、部長の答弁の中で、「コンビニのほうでも朝、周辺の掃除をされている」というふうに、これは初めてお聞きしたんですけど、以前、そのコンビニのパンの袋がコンビニの前に落ちていたので「ごみが落ちてますよ」と言って中まで持って入らした方がいてたんですけど、あそこはゼロウェイスト宣言を重視されているようで、「持込みごみは受け付けられません」というような対応をされたんです。

ごみを放っていかはる人が一番駄目なんですけど、だけど販売されている店舗で、明らかにそこで出た、買った物について、そういう対応をされるのがどうなのかなというふうに思うんですが、そこは町としてはどういうふうに考えられるでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 今回の委員のご質問に対してでございますけれども、今回の南口のコンビニエンスストア付近のごみの関係で、当町職員のほうがコンビニエンスス

トアのほうに赴きまして、こちらのほうお話を聞き、今後どうしていくかというところを話したんですけども、その中で、「コンビニエンスストアで購入されたものに限り、引取りを行うこと」でご同意をいただきましたので、その辺、各自に努めていただきますよう、またこちらとしても見ていきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 分かりました。町のほうで指導というか、コンビニに声をかけていただいて、コンビニのほうもそういう対応をしていただけるということであれば、結構かというふうに思います。

あと部長のほうでも啓発等、おっしゃっていただきましたが、現地ではやはり「ごみの放置をやめてください」というようなきちっと啓発看板なりを設置していただきたいというふうに思うんですが、それはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 先ほども答弁させていただきましたけども、ごみの放置に関する注意喚起をしていきたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 分かりました。ありがとうございます。あとまた具体的には名前は出しませんが、学校等に対しましても声をかけていただきますようお願いしておきます。そうしましたら1点目は、以上で終わります。

2点目に移ります。2点目については、可燃ごみ・生ごみ戸別収集モデル事業の結果についてということです。

先日の厚生常任委員会で、今年の4月から9月の6か月間取り組んできた戸別収集モデル事業アンケート調査の結果が報告されていまして。「戸別収集になったことによりごみ出しが楽になった」と回答される方や、「今後も戸別収集を全町に拡大すべき」という回答が全体の3割を占め、この取組みによる一定の効果や前向きな受け止めがあることが分かりました。

そうしたアンケートを通じて住民の反応を見ることができましたが、実際にモデル事業の中で生ごみの分別がどれくらい進んだのか、また費用的な点ではどんな効果があったのか、さらにはアンケートの結果から対策が必要だと考えることについて確認をさせていただきたいと考え、質問に挙げさせていただきました。

では、まず1点目の生ごみの分別がどれくらい進んだのかについて、お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 戸別収集モデル事業実施によります生ごみ分別の促進状況に関するご質問でございます。

戸別収集モデル事業を開始いたしました令和7年4月から10月までの7か月間で各ご家庭から排出されました生ごみの回収量といたしましては20万1,220キログラムであり、昨年同時期における生ごみの回収量は19万8,840キログラムとなっており、昨年同時期と比較して2,380キログラムの増となっております。

このうち、戸別収集で生ごみ回収量は6,010キログラムであり全体の約3%となっております。

近年、生ごみ分別収集モデル事業による生ごみ回収量は減少傾向にある中、増加したことは戸別収集モデル事業により新たに生ごみ分別に取り組まれたことによるものであると考えております。

また、可燃ごみにつきましても令和7年4月から10月までの7か月間の回収量は130万5,910キログラムであり、昨年同時期と比較し1万4,130キログラム減少しており、生ごみの分別促進によることもひとつの減少要因ではないかと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 年間で総量でお答えいただいたんですけど、これ少し分かりにくいので1件当たり言うと、生ごみはどれぐらい減ったのか分かりますか。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 1世帯当たりというところでございますけれども、今回、令和7年4月から10月の7か月間で全て56回の収集回数になるんですけれども、1回当たり約50グラム程度、減ったというふうに見ているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 分かりました、50グラムですね。

もともとこのモデル事業に取り組む前に「もっと分別が進んだら」ということでしたけど、経費の削減、ごみ袋の削減も含めて5千万円ぐらいになるだろうというふうに答弁いただいていたんですけど、このモデル事業を始めるに当たって、このモデル事業に取り組むことによってどれぐらい効果が出るというふうに、もともと見込んであったのか、それで今この結果が出て、その見込みと比べてどうだったのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 今回、戸別収集モデル事業を約7か月実施いたしましたけれども、ここで今、説明をさせていただきましたように生ごみの分別されている量が増えてきていると考えております。

また、今回のモデル事業において、アンケートの中でやはり今後まだ解決といいますか課題が出てきて、それを解決してさらに全町実施に向けて取り組んでいくこととなりますので、まだその効果的なものはさらに上げていくように取り組む時期でありますので、まだその辺の数字等はちょっと出せないところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そこについては見込んでいた効果がなかったというか、そんなに数字としては表れてきてないということで、今後に期待をしたいというふうに思います。

そしたら2点目のほうに移りますが、費用対効果についてですね、先日の厚生常任委員会のほうで、今回のモデル事業で18自治会のエリアで戸別収集できる体制をつくるのに新たにおよそ1千万円の経費がかかったというふうに報告をされていたと思います。

では、それに対してこの生ごみの分別が進んだことによって可燃ごみの処理費が幾ら削減できたのか、また、それ以外の部分についても費用対効果として確認できたものがあれば、教えていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 戸別収集モデル事業実施による費用対効果についてのご質問でございます。

まず、戸別収集モデル事業に係ります予算であります。モデル事業収集業務委託料として1,017万円であり、アンケート調査にかかる費用を含めると全体で1,041万5千円となります。

この戸別収集モデル事業の対象世帯が町全体の6分の1程度となり、収集業者とも協議する中、令和6年度可燃ごみ収集業務委託料1,353万1千円の6分の1に相当いたします220万円については、戸別収集モデル事業収集業務と重なる部分もございませうことから、令和7年度において可燃ごみ収集業務委託料を220万円減額しておりますことから、増額分といたしましては821万5千円となります。

続いて、削減効果であります。令和7年4月から令和7年10月までの7か月に

おける前年度同時期と比較した、生ごみ回収量は2,380キロの増となっており、可燃ごみとして処理する費用より約3万円の減額となります。

また、先ほど質問でお答えしておりますが、可燃ごみの減少も戸別収集モデル事業実施による効果であるものとしますと、同じ7か月間で1万4,130キログラム減少しておりますことから、約50万円程度処理費が削減されており、合わせまして約53万円程度の費用の削減がされております。

金額面では現在このような状況でございませけれども、この戸別収集モデル事業につきましては、これまで住民の皆様がごみの分別にご協力いただけてきたことにより、ごみの排出量の削減や資源化が進み処理費用の削減ができ、これらの削減できた費用によりまして実現できる事業であり、処理費の削減も目的のひとつではありますが、生ごみの資源化による資源化率の向上及び高齢者のごみ出し支援の集積所における維持管理の軽減化も大きな目的でありますことや、アンケート調査においても、「ごみ出しが楽になった」「ごみの分別に対する意識が高まった」「戸別で出せるということで生ごみの分別に取り組み、可燃ごみの量が減った」等の効果が出てきており、全町的な取り組みとする問いについても、「戸別収集モデル事業について拡大すべき」といった回答も多くあり、モデル事業体験者の満足度も高いものであると考えており、費用対効果はあるものと考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 可燃ごみの処理費用については今の確認できている段階では50万円ということですね。

この取り組み自体は私も、もともと別に反対もしてませんし住民の皆さんにとってもプラスになるというふうに思っていますので、町長も施政方針の中で「今後、全町に広げていく」とおっしゃっていますので、それを進めていっていただきたいというふうに思うんですが、ただ、その体制をつくるのにやはり大きな費用がかかたりはしているので、その効果のほどがどれぐらいになるのかなという点についてもやはりきちっと見ていく必要があるというふうに思いますので、この点については今回はモデル事業ということで、今後の取り組みに期待をしたいというふうに思います。

そうしましたら3点目に移りますが、アンケートの回答の中で、「戸別収集として自宅の前に出すのではなく、これまでどおり地域の集積所に出した方や生ごみを分別せず可燃ごみとして集積所に出した」と回答された方のうち、2割強の方が「カラス対策など自分で対策を講じる必要があるから」と、戸別収集や生ごみの分別に後ろ向きな回答

をされてきました。

私は、この問題はモデル事業を始める前から可燃ごみ袋がカラスや猫に荒らされることが考えられるので、その対策は住民自身に求めるのではなく町が検討すべきではないかということを描してきました。それに対し町は、モデル事業を実施する中で、住民から対策を求める声があれば検討するというような答弁をされていたかと思います。

今回のアンケート調査の結果、2割強の方から「各家庭でカラス対策などを行うことが分別のネックになっている」という回答がありましたが、これを受け、町としてはこの対策についてどのように考えるのか、町の見解をお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 戸別収集における町としてのカラス対策に関するご質問でございます。

カラス等が可燃ごみを荒らします一番の要因は、可燃ごみの中に生ごみなどの厨芥類が含まれていることであると言われております。この厨芥類、いわゆる生ごみでございますが、ご存じのように町といたしましては、生ごみを分別し資源化する方針で取組みを進めており、戸別収集もその目的達成のひとつの方策でございます。

生ごみの戸別収集については町でバケツを無料配布しておりますが、そのバケツなどを利用し排出していただくことで、カラス等の対策になるものと考えております。

しかしながら、この戸別排出される場合、「バケツの洗浄等が負担である」といった回答や「集積所が近くにあることでごみ出しの負担をあまり感じない」また、「収集作業員の負担増等の心配」といった回答も多くありましたことから、現在、実施しております生ごみ分別回収モデル地区を対象に、生ごみ集積所の設置数を拡大することで生ごみを分別し搬出しやすい環境整備をまず進め、可燃ごみから生ごみの分別を促進してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） もともと生ごみの分別にご協力をいただくために、全町を担当課のほうで回っていただいたりとか丁寧な説明もしていただいたけども、なかなかその分別に参加していただけない状況があって、今回その戸別収集に踏み切りはったというふうに思うんです。

今回、今部長がおっしゃったように収集バケツを置く箇所とかを増やしていくことで対策しようということですけど、もともとそれができなかつたから戸別収集を始めたのに、その対策として、またそれを増やしていくということで解決できるとは僕は思え

ないんですね。

実際に今回の個別モデル事業の中で、これまで参加されてこなかった自治会が分別に参加してくれるとか、また参加されていた自治会でも新たにその生ごみのバケツを置く箇所が増えたとかいうそういう実績というのはあるのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 実績としては少し数字は今、持ち合わせてないんですけれども、多くはないですが、ございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） モデル事業を取り組んだことによってそういう自治会、参加者が増えたということについては評価できるものだというふうに思いますが、生ごみをバケツのほうに移して、可燃ごみ袋の中に生ごみが入っていなくてもカラスや猫が荒らすというのはあるんですね。

実際、うちの前のところに集積所をつくってますけど、その他プラスチックのごみも臭いがするからかどうかわかりませんが猫に荒らされるということがありまして、だから分別をきちっとしてるけどやはり荒らされるということはあると思うんです。

それに対して、その対策がネックになるといって参加をためらうような人がいらっしゃるといことは、やはりそれは個別に対策が必要だというふうに思うんですね。

これについてはまず生ごみバケツの設置箇所を増やしたいということなので、それはそれでやっていただければいいと思うんですけど、改めてやはり私はですね、これまで自治会に対して、その集積所にブルーのネットを住民からの要望に基づいて交付されていたというふうに思うんです。

もうひとつ、鉄のボックスであったり簡易折り畳みのボックスであったりというのは一定の金額がかかるので、それを全町、全戸に配るといのは非常に経費的にも難しいかと思うんですけど、ネットを切ってお渡しして、各自で石を置くか何かして対策してもらおうということやったら、経費的にもそんなにかからないですし検討の余地があるんじゃないかなというふうに思いますので、これはもう改めて検討していただきたいと思いますので、要望しておきます。

そしたら次に4点目です。アンケートの回答で「生ごみを分別せずに可燃ごみとして集積所に出した」と回答された方のうち、「分別の必要性を感じないから」と答えた方が24.4%、また、「面倒だから」と答えた方が37.6%ありました。

こうした回答があったことに対して町はどのように受け止め、今後どのような対策が

必要だと考えるのか、町の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 生ごみ分別に係る理由に関するご質問でございます。

戸別収集モデル事業アンケート調査において、「生ごみを分別せず、可燃ごみとして集積所に出した」と回答された方の理由として最も多い理由でありました「面倒だから」、そして次に多い理由でありました「分別の必要性を感じないから」という回答がありますが、様々な理由からごみの分別に対して否定的なご意見があることは存じております。

町といたしましては、そういった方々に分別にご理解・ご協力をいただけるよう、なぜ分別が必要なのかといったことをご理解いただけるよう広報等など様々な周知をさらに進めてまいりたいと考えております。

また、「面倒だから」との回答でございますが、町といたしましても分別により住民のご負担があることは承知しておりますが、生ごみ集積所の拡大等により生ごみを排出しやすい環境整備に努めてまいりたいと考え、そういった方向でまずは取り組んでいきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） この対策が一番難しいというふうに思うんです。もう理解していただくしかないと思いますので、周知をしてほしいですけど、先日、住民の皆さんと懇談する機会がありまして、このモデル事業に参加されている自治会の会員の方だったんですけど、その方が「分別する意味が全く分からない」というような発言をされていまして、なかなかやっぱり、どういうふうに周知していけばいいのかというのが難しいなあと思うんですけども、ご理解いただければその効果のほどは分かっているのかなというふうには思いますので、部長がおっしゃっていただいた方向しかないと思いますので、周知を徹底する、また勉強会を開くなり、いろいろな形で工夫していただいて住民の皆さんにご理解を求めていただきたいと思いますので、一番ここが難しい対策だと思いますが、よろしく願いしておきたいと思っております。

そうしましたら次の3点目の質問に移ります。3点目は民生委員の担い手不足の問題についてです。

先日、住民の皆さんとの懇談の場で民生委員のなり手がいないことを心配する声が出されました。民生委員さんは、高齢化社会の中で独居や高齢者のみの世帯の把握、巡回や地域住民のお困り事相談を受けていただくなど、地域住民にとってなくてはならない

存在となっていますが、「担い手が不足している状況が続いており、何とか打開策を見出すためにも、ぜひ議会で取り上げてほしい」とのことでした。

また別の機会にも民生委員さん自身とお話をする機会がありまして、この問題について懸念されている声や、また幾つかご意見などもお聞きすることができました。

こうしたことから、すぐに解決できるかどうかは別として民生委員の担い手不足について少しでも状況を改善できればとの思いで、今回、質問に挙げさせていただきました。

それでは順にお尋ねしていきたいと思えます。

まず1点目ですが、民生委員の法的な位置づけと任務内容についてお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 民生委員の法的な位置づけと任務内容についてのご質問でございます。

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱する非常勤特別職の地方公務員であります。ボランティアとして活動していただいておりますが、報酬は支給されませんが、活動に必要な交通費、通信費などとして活動費が支給されます。

また、地域住民の個別事情の秘密を守る守秘義務が課され、この義務は退任後も継続いたします。任期は3年で再任することができます。

民生委員は、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談や援助活動を行うもので、その活動内容は地域における相談支援、必要な福祉サービスへのつなぎ、見守りや訪問等による実態把握、生活困窮・高齢・障害・子育て等の分野横断の支援でございませぬ。

また、児童福祉法に基づく児童委員を兼ねており、子どもの健全育成や要保護児童の早期把握、関係機関連携にも当たっていただいております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） ありがとうございます。幅広い活動をされているというのが分かりました。

そしたら次に2点目ですが、当町の民生委員の定数と現在の着任状況について、お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 民生委員の定数と現在の着任状況についてのご質問でございませぬ。

斑鳩町における民生委員・児童委員の定数は区域担当が44名、主任児童委員が3名

の47名となっております。

現在の着任状況については区域担当30名、主任児童委員3名の33名が着任しております。なお、区域担当の委員につきましては、令和8年1月1日から新たに2名の委員が着任される予定となっております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 私が聞いていた数字で言うと33名やったので、新たに1月からお2人の方が着任にいただけるというのは非常にうれしいことやなあと。そういうふうになんか少しでも改善ができていくという状況については喜ばしいというふうに思います。

そしたら次に3点目ですが、民生委員のなり手がなかなか見つからない、担い手不足の要因について、町の見解をお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 民生委員が担い手不足となっている要因についてのご質問でございます。

民生委員・児童委員の担い手不足については全国的な課題となっており、本町においても12地区において民生委員・児童委員がいない空白地区となっております。

この背景には少子高齢化、共稼ぎの進展による活動時間の制約、地域コミュニティの希薄化、また、これまで地域活動を担ってきた年代である60歳代の方の就労率の上昇、そして住民活動全般に見られる担い手の高齢化、固定化等が主な要因となっていると考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうしましたら次に今後の対策ですね、今いろいろな要因があるというふうにおっしゃいましたけど、町としては今後どのように対策をしようとしているのかお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 民生委員の担い手不足に対する今後の対策についてのご質問でございます。

民生委員・児童委員の担い手不足は地域福祉の基盤維持に直結する課題であると認識しておりますことから、まず、いまだ民生委員が委嘱できていない地区につきましては少しでも早く委嘱することができるよう、引き続き、対応してまいりますとともに、この空白地区における相談支援の対応につきましては、町及び社会福祉協議会で対応して

まいりたいと考えております。

また、民生委員・児童委員に関する情報不足や活動に対する不安が担い手不足の一因となっているとも考えており、住民の方々に民生委員・児童委員の具体的な活動内容やその意義について知っていただくことができるよう、町広報誌はじめ町ホームページ等に民生委員・児童委員の紹介や活動報告を掲載するなど、周知啓発を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 私も今日、答弁いただいて、民生委員さんがどんな活動をされているのかということもより深くということを知ることができまして、なかなか住民の皆さんも具体的な内容まではご存じいただけてないので、いろいろ知っていただくことで理解を深めることができると思いますので、情報発信はやはり町のほうからしっかりやっていただきたいなというふうに思うんですが、この担い手不足について、町としてもいろいろ考えて動いてはるところはあると思うんですが、実際に民生委員さん、現職で今、勤めていただいている民生委員さんとこの問題について懇談をしたりとか、そういう場と言うんですかね、そういうことはやっておられるんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） この12月1日から民生委員さん、ちょうど3年の委嘱期間のこの1日から新たな3年間が始まったわけですが、そこで新体制、民生委員協議会の中で役員等、全て決められまして新たな体制ができましたので、今までもしておるんですが、また新たな体制役員の方々とこの問題について、懇談といいますか協議というのは進めていかなければならないと思っているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 分かりました。ぜひ進めていただきますようお願いしておきます。

それも必要なのでやっていただきたいんですけども、なかなか直接、ほかの民生委員さんのいてるところで意見を出しづらいという声もあるんですね、ですので、できればどなたがそういう意見を出しているのかというのは分からないような例えば、アンケート、無記名のアンケートをしていただくなどして、現職の民生委員さんが思っていることを町としても吸い上げるというか把握できるような取組みを検討していただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） その辺の方法につきましては、新たな体制、役員の方々とご相談しながら、町が主体ではなく一緒に協議体とやり方等を考えていけたらと思っております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 分かりました、よろしくお願いします。

それと、これが具体的にいいのかどうか分からないんですけども、部長の答弁の中で民生委員さんはボランティアでやっていただいているということで、活動についてかかった実費を町のほうで費用負担しているということだというふうに思うんですけども、全国的にこの民生委員さんが担い手不足で、他の自治体の取組みを聞きますと、報酬ではないんですけど、自治体のほうから活動費を支給されているケースがあるというふうにお聞きしたんです。

民生委員さんは実際にボランティアだし、ボランティア精神でもやっていただいているんですけど、やはりいろいろな活動をしていただいご負担も多いということから、なかなかかなり手が少ないということであれば、一定こうした活動費を出すことによって担い手が増えるというのであれば、それもひとつの方策ではないかなというふうに思うんですが、これについては町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） この民生委員さんについての活動費についてでございますけれども、ひとつ目の答弁でも触れたんですけども、現在、活動費については年間幾らという額を交通費、通信費など活動するに当たる経費は当然、必要になっておりますので、斑鳩町におきましても支給をさせていただいているところでございます。

先ほど、民生委員さんのなり手不足の中に、この活動費という項目もどう思われているかというところも含めて、また協議会のほうとも話を進めていけたらなというふうには考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 分かりました。実際に活動していく中で不足する費用ですとか、活動に対して報酬じゃないですけど、やはりそういう費用の補填があれば活動しやすいということであれば、ぜひ町のほうとしても検討いただきたいと思いますので、またそのところは民生委員さんと協議の中で検討していただきたいというふうに思いますのでお願いしておきます。

そうしましたら次、4点目の質問に移ります。4点目は時間外勤務に対する手当等の

未払い問題についてです。

今年の2月に愛知県半田市で公益通報による超過勤務手当等の未払いが判明し大きな問題となりました。

半田市が公表している情報によりますと、今年2月に半田市の職員匿名の方から半田市公益通報委員会に対して、「勤務時間外における始業前の準備、終業後の片づけ等に対する報酬が支払われていない旨」の通報がありました。

それを受け数か月にわたる調査が実施された結果、当該未払い分を過去3年に遡って支給することとなり、対象者としては1,073名、未払い認定時間は3万7,686時間58分、未払い金額は7,600万円であることが確認されています

半田市では、今回の件の原因については始業前の準備、終業後の片づけや朝礼等の定期的、定例的な業務については短時間の業務が多く、中には就業後でも問題のない業務で、勤務や業務に対する適切な認識が欠如していたことが主な原因であるとし、定期的・定例的以外の業務では時間外勤務が短時間であったことや効率性等から、自らの責任として職員本人が所属長への申請をしていなかった事例もありましたが、一部の職場では「申請しづらい雰囲気があった」との申し出等もあり、根底には定期的・定例的な業務と同様、組織全体の労務観に対しての問題に起因していることが考えられると記されています。

また、対策としては、「公益通報後、副市長から幹部会議において始業前の準備、終業後の片づけ等の業務の実態把握をした上で、適切な対応を取るよう指示した。所属長に対しては改めて時間外勤務に対するルールと取扱いの徹底を通知した。今後も適宜、所属長に対して時間外勤務に対するルールと取扱いを周知する」とのことが対策として記されています。

こうした実態を受けて、斑鳩町としてこういった実態がないのか、またこのことを受けて斑鳩町としてどのように考えるのか、この点についてお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 時間外勤務に対する手当等の未払い問題についてのご質問です。

議員が申されました愛知県半田市での時間外勤務手当の未払い事案は、勤務時間管理と手当の在り方に関する重要な問題であると認識しております。

本町においても、始業前の準備や就業後の片づけであっても、実態として使用者の指揮命令の下に行われるものは労働時間に当たり、勤務時間または時間外勤務として把握

し、必要に応じて時間外勤務手当を支給しなければならないものと考えております。

現在のところ同様の未払い事案は把握していませんが、発生してはならないものと認識しております。

所属ごとの始業前・就業後の業務実態の点検や必要な聞き取りなどを行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 法律違反に当たりますので、こんなことはもしあるとすれば放置してはならないし、まず実態把握を町として、していただきたいと思います。

例えば、窓口を8時半に開けようと思っていたらどうしても事前に準備をしなければならぬという点については、それは上司からの命令がなくても、やはり必要な業務についてはきちっと賃金が支払われるべきですし、働き方というか勤務時間の設定ですね、7時間45分ということですが、例えば、準備が15分必要だというんでしたら、8時15分に出勤して5時15分に、違う、5時か。に退勤されるであったり、終業後の片づけも必要なものであれば、やはりきっちり賃金を払う必要があるので、出勤時間を8時45分から5時30分までにするとか、そうした工夫によって対応していけるんじゃないかなというふうに思いますけども、まずはやはり実態把握が大切ですので、今回のこの愛知県半田市の事例を受けて、町のほうとしても再度、確認をしていただくということなので、またその結果についてはどのような形になるか分かりませんが、議会に対してご報告いただきたいと思いますので、お願いしておきます。

そうしましたら、次、5点目の質問に移ります。5点目は、町議会補欠選挙の結果についてです。

皆さん、ご存じのように11月9日投開票で町長選挙と町議会の補欠選挙が行われました。

その中で、町長選挙については無投票となりましたが、町議会補欠選挙のほうは候補者が2名おられたので選挙になりました。

5日間の選挙期間を終え投票日を迎えましたが、蓋を開けてみれば投票率が17.01%という結果でした。選挙期間中や投票日当日にも、有権者の方から「候補者の情報を探しても見つからないので教えてほしい」との声が寄せられたり、また、「投票日の翌日以降も候補者の情報がほとんど届かなかったので、どちらに投票していいか分からなかった」など複数の方からこうした声が寄せられました。

近年、選挙全体を通じて投票率の低下傾向が続いていますが、今回の投票率は斑鳩町

で行われた選挙の中で過去最低であったのではないかというふうに感じます。

なぜこのような低い投票率になったのか理由については様々なことが考えられますが、町として今回の結果をどのように受け止めているのか、町の見解をお尋ねしたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 松岡選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（松岡洋右君） 11月9日執行の斑鳩町議会議員補欠選挙に係る投票率と候補者の情報の周知に関するご質問でございます。

初めに、投票率が低かったということについてでございますが、まず、今回の選挙に係る啓発活動についてでございます。

これまでの選挙と同様、町広報紙、町ホームページ、町公式LINEに当該選挙に係る啓発情報を掲載するとともに、JR法隆寺駅南北自由通路における街頭啓発や広報車による啓発活動も引き続き実施し、啓発に努めたところでございます。

町議会議員の補欠選挙につきましては、議会議員の欠員補充のための選挙でございます。任期満了による全体の改選とは異なり候補者及び支援者に地域性があり、当然、選挙人の投票行動にも偏りが生じることが想定されます。

こうした中で、今般、同日執行の町長選挙が無投票となったことは投票率に大きく影響を及ぼしたものと考えているところでございます。

次に、候補者の情報が有権者に届いていなかったとのご指摘でございますけれども、候補者の情報やその政策目標等につきましては、第一義的には公職の候補者または候補者となろうとする者等が、その政治活動や選挙運動において広く周知されるべきものであると考えているところでございます。

こうしたことから、候補者の選挙運動につきましてはポスター掲示場の設置、選挙運動用通常はがきの交付、公営施設利用の個人演説会といった選挙公営制度や選挙運動用自動車の利用や選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの作成といった選挙運動費用に係る公費負担制度により候補者の負担軽減を図るなど、選挙運動の機会均等を図る支援制度が設けられているところでございます。

また、近年ではSNSを活用した選挙運動が解禁され、他の選挙におきましても積極的に利用されているところでございます。

このように選挙運動を取り巻く環境も変化し、様々な選択肢の中で各候補者がそれぞれの事情に応じた選挙運動を展開されながら、その政策目標等を広く伝えることが求められるものと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、答弁の中にもありましたけども、当然その候補者自身が努力をするということがまず第一義的にあるというふうに思います。

今回の選挙で言いますと、実際に選挙カーを出されたり一部の地域ではビラが配られていたよというのは聞くのですが、なかなか私は実際、町長選挙のときは初日の5時までには回ってあったその候補者カーの音が聞こえてきたんですけど、補欠選挙については、5日間で1回も私自身、街宣カーからの音は聞こえなかったんです。

そうしたことを考えると、なかなか全町的にその候補者自身が情報を届けるということについて、改めてやっぱり、工夫をしていく必要があるのかなあというふうに考えるとともに、やっぱり有権者の方からそのような声をいただく中で何とかできないのかなというふうに思うんです。

もう20年ぐらい前になりますけど、以前にその選挙公報のことについて質問させていただいたことがあるんですが、当時はなかなか、やっぱり体制を取るのが難しいということで「実際に導入は困難だ」という結論に至ったんですが、その後の状況はどうなのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 松岡選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（松岡洋右君） 選挙公報につきましては、公職選挙法の規定により選挙期日前に全世帯に配布することが前提とされております。町長選挙や町議会議員選挙におきまして、任意性の選挙公報を発行するといたしますと、その告示日から投票日の前日までの非常に短い期間内で選挙公報の印刷と配布を行うことが必要となります。

そうした中、他の自治体の事例におきましても、印刷技術の向上が図られる一方で、配布に係る人材確保が非常に大きな課題となってお聞きしているところでございます。こうしたことから、選挙公報の発行につきましては、候補者の情報を有権者へ伝える手法として有用であると認識はしておりますが、持続可能な仕組みを確立することが難しい状況にあると考えており、その導入に至っておりません。

こうしたことから、選挙公報の発行につきましては今後の選挙制度の見直しなど状況を見守りながら、引き続き、研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） なかなか配布するのが難しいということなんですけど、今はインターネットとかSNSなんか活用されるようになって、候補者のそうした活動とい

うのは解禁されて、実際にできますよというふうにはなっているんですけども。

例えば紙の広報を配るというのではなくて、町として候補者から情報を提供してもらって、例えば、町のホームページにその情報を掲示したり、あと印刷物にしても全戸配布するのが難しくても町の施設などに置いて住民が見れるような形を取るといようなそういう方法というのは無理なのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 松岡選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（松岡洋右君） 公職選挙法の趣旨及びその解釈によりますと、「選挙公報は投票日前に各戸に配布することを原則」というふうにされていることでございます。このため、各戸配布を行わず町のホームページや公式SNSに掲載する方法のみとした場合には、選挙公報の発行の要件を満たさないというような解釈となっております。

このことから、法令に基づく公報でない形で選挙管理委員会がホームページ等に掲載していくということとなりますと、公職選挙法の文書図面の頒布及び配布・掲示の規制に反するものというふうに解釈しているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それは公正であるべき選挙管理委員会が法律違反を犯してはいけませんので、それに制限があるということですけど、先ほど書記が答弁されたようにその法改正を行っていただく必要があるのかなあと。今の時代、やはりもっとSNSとかインターネットを活用して情報発信していけるようにすべきだというふうに考えますので、町のほうからですね、ぜひ国に対して公職選挙法の改正を求めていただきたいと思いますというふうに思います。

私のほうも別の形でまたそういうふうに国に対して要望をあげて行って、やはり町民の皆さんに、やっぱり判断できるような情報を届けられる手段については充実をしていけるように進めていきたいなというふうに思いますので、そのことをお願いしまして、今回の質問を終わっておきます。以上です。

○議長（中川靖広君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了しました。

明日は、午前9時から一般質問をお受けしますので、定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって延会します。

お疲れ様でした。

（午前11時12分 延会）